

〈史料紹介〉

宝永四年地震関係史料

―徳山毛利家文庫を中心に―

伊藤 一晴

はじめに

東日本大震災後、過去の災害関係史料に着目し、これらを防災に役立てようという様々な取り組みが、全国各地で行われている。当館においても、平成二十五年六月一日～九日まで、中国四国地区アーカイブズウィークの一環として「山口県災害記（過去の記録に学ぶ）」を企画し、館蔵災害関係史料の展示、講座の開催などを通して、山口県を襲った災害を紹介し、これら災害関係史料を含む文書・記録保存の重要性を訴えた。

本稿は、この取り組みの過程で確認した災害関係史料のうち、宝永四年地震に関する史料を紹介するものである。

る。

宝永四年地震とは、宝永四年（一七〇七）十月四日未刻に発生した、遠州灘沖から四国沖まで南海トラフ沿いの広い範囲を震源域とする巨大地震である。^①その直後に発生した津波が太平洋沿岸を中心に大きな被害を与えたこと、また、地震の四十九日後に富士山が噴火したこともよく知られている。

この地震に関しては、多くの先行研究があるが、山口県域については史料が少なく、未だ十分に検討されていない。^②しかし、山口県域においても二十四日後の十月二十八日には誘発地震とみられる地震が起り、死者も出るなど被害があったことが知られ、また、将来的な発生

が危惧される南海トラフを震源域とする巨大地震への対策を考える際にも、嘉永七年（一八五四）に起こった安政地震とともに、重要な事例となることは間違いない。

今回紹介する史料のうち、【史料二】【史料三】、また【史料四】の後半部分は、既に東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料』及び宇佐美龍夫編『日本の歴史地震史料』拾遺』で紹介されているが、年月日順という史料集の性格上、関連記事を通覧しにくく、また翻刻が不充分である箇所も確認できるため、あらためて紹介するものである。

一 史料解題

本稿では、徳山藩の藩政文書である徳山毛利家文庫内の史料を三点、萩藩の藩政文書である毛利家文庫内の史料一点を紹介する。それぞれの史料の解題は以下のとおりである。

【史料二】逸史 宝永四年

（徳山毛利家文庫 逸史49）

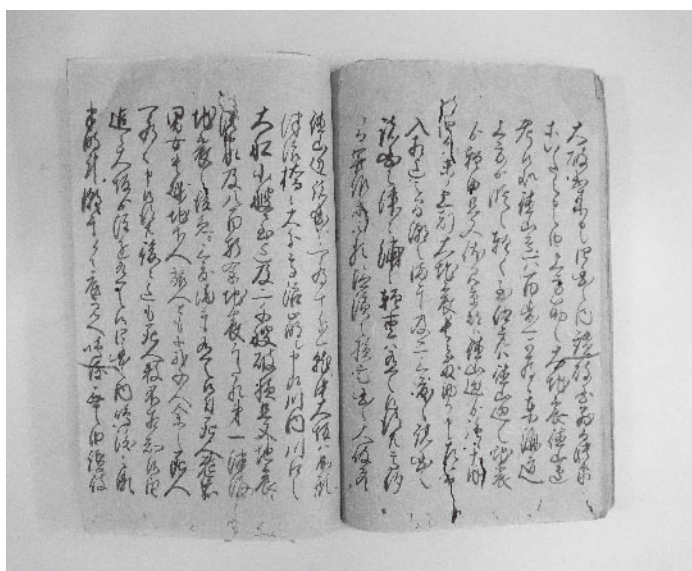
徳山藩で編纂された史書。しかし、その編纂者・時期とも未詳。現在、五十九冊が伝わる。請求番号逸史1～14と59の十五冊は、「元丸様御目見記 全」（逸史1）のように、各冊がまとまった一件記録になっているが、逸史15～58までの四十四冊は、大永三年（一五二三）～正徳五年（一七一五）を編年でまとめ、年代未詳の事項を某年として最後尾の一冊にまとめたものとなっている。

編年でまとめられた四十四冊の各表紙には「第〇〇冊」と朱書されており、第四十三冊目が抜けていることがわかる（なお、本来ならば第二十三冊にあたる「逸史 元禄八年」（逸史37）には「第貳拾五冊」と誤記されている）。また各冊の冒頭には、記述の根拠とした文献の略字が記されている。

宝永四年地震の記録は、「逸史 宝永四年」（逸史49）に含まれており、記述は三箇所に分かれている。いずれ

も十月四日と同月二十八日の地震をまとめて記している。一つ目の記述は簡単なものであるが、四日夜に「高汐打続」とあるように、津波があったことが記される。この中で最も詳しい記述は三つ目の記述であり、一ツ書右上に「谷」という略字が記されていることから、冒頭の記述と照らして「谷時之丞家蔵大日記」が原史料であることが分かる。谷時之丞は寛政十一年（一七九九）に家督を継ぎ文政十三年（一八三〇）に隠居している^④ので、「逸史」成立の目安を十九世紀初とすることができよう。また、谷家の宝永四年時の当主は三代忠右衛門祐壽（天和三年（一六八三）家督相続、享保十年（一七二五）没）であり、祐壽は元禄二年（一六八九）に御蔵元兩人役にあつて、江戸と国元を数年毎に行き来していることがわかる^⑤。史料には蔵屋敷のあつた大坂や、道後に湯治へ行っていた徳山藩士岡彦六の情報など様々な情報が含まれるが、「谷時之丞家蔵大日記」が谷家の当主が書き連ねたものとすれば、江戸と国元の記述が混在する内容

宝永四年地震関係史料（伊藤）



【史料1】「逸史 宝永四年」（逸史 49）

も、特に不自然ではなからう。またこれら他国の被害状況と国元の被害状況を比較して、地震の被害は「百歩

「一、高汐（津波）の被害は「十分一」などと記される。二つ目の箇所は十月二十八日の地震が主になっていゝる。一ツ書の肩に「谷」と記されるが、朱書で「丹」と記されていることから、この記述は「大野丹蔵方元正日記」が根拠史料であることが判明する。⁽⁷⁾

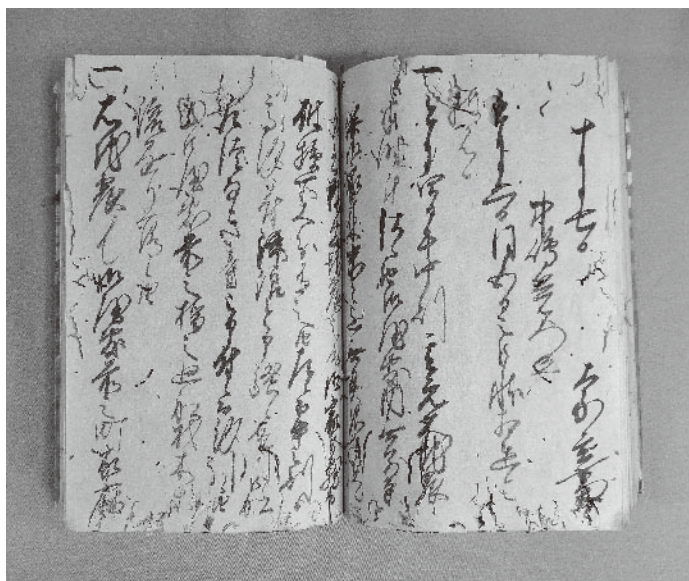
なお、この史料は『新収 日本地震史料』には収録されていない。

【史料二】大坂御奉書控 宝永四年

（徳山毛利家文庫 奉書録13）

城下徳山から藩の大坂蔵屋敷へ送った書状の控をまとめたもの。地震の記述は二箇所に分かれているが、いずれも徳山藩家老の奈古屋玄蕃⁽⁸⁾から大坂蔵屋敷留守居役の中嶋兵右衛門⁽⁹⁾に宛てた文書である。なお大坂蔵屋敷留守居役は大坂蔵屋敷の統括者であつた。⁽¹⁰⁾

一つは十月七日付の書状であり、十月四日未上刻に起こつた地震による国元（徳山藩領）の被害状況を伝えた



【史料2】「大坂御奉書控 宝永四年」（奉書録13）

ものである。四日未上刻から翌五日朝まで度々揺れたが、建物の被害は少なかったこと、また夜中に高汐（津

波)が来たものの、人馬等に被害が無かったことが記されている。

二つ目は十月十三日付の書状であり、十月五日付の大坂蔵屋敷からの書状に対する返信である。当時、徳山藩蔵屋敷は大坂中之島にあり、同所では地震によって建物の被害があったこと、また川を遡上してきた津波によって屋敷前の橋に船や材木が流れ掛り、落橋したことなどが記される。

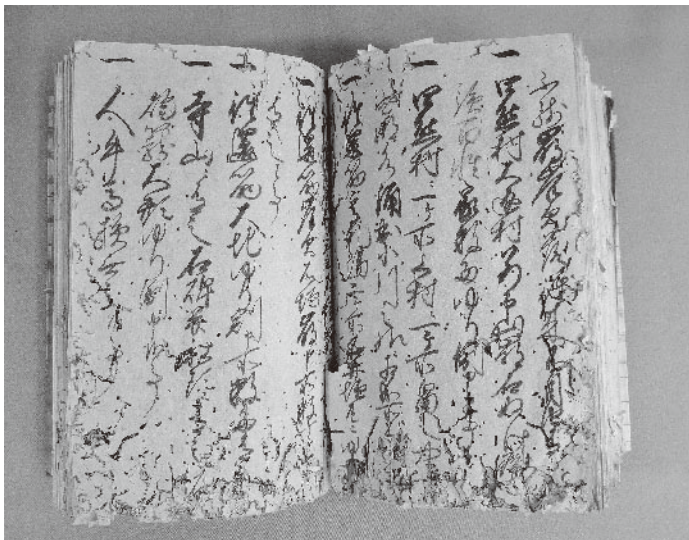
【史料三】 江戸御奉書控 宝永四年

(徳山毛利家文庫 奉書録141)

国元から徳山藩江戸屋敷へ出された書状の控をまとめたもの。地震の記述は三箇所あり、いずれも徳山藩家老奈古屋玄蕃・栗屋丹宮・栗屋内匠から徳山藩江戸屋敷の桜井甚太夫・栗屋与三宛に出された書状の控である。なお、当史料は虫損が多く、所々読めない箇所がある。

一つ目は十月四日未上刻に起こった地震による国元

宝永四年地震関係史料(伊藤)



【史料3】「江戸奉書控 宝永四年」(奉書録 141)

(徳山藩領)の被害状況を伝えたものである。被害状況は【史料二】の十月七日付書状と同様であるが、後半で

は萩藩・長府藩などが幕府へ届け出るようであれば、徳山藩江戸屋敷において同様に届け出るよう伝えている。

二つ目は十月二十八日に国元で起こった地震について知らせた十一月二日付の書状である。後掲の史料に明らかたとおり、十月二十八日の地震では、萩藩徳地宰判上村（現山口市徳地）で被害が出たことが知られるが、徳山藩領でも、人的被害こそ無かったものの、町中や往還筋、さらに四熊村（現周南市四熊）・大道理村（現周南市大道理）などで大きな被害が出ていることがわかる。

三つ目は、十月二十八日の地震について萩藩が幕府へ届け出たことを受け、徳山藩江戸屋敷からも届け出たことを、国元が了解した旨を伝えた十二月七日付の書状である。

【史料四】公儀事諸控 宝永四年

（毛利家文庫31公儀事5（8の4））

「公儀事諸控」は、万治二年（一六五九）～天保二年（一

八三一）まで、幕府へ提出・報告された様々な記事が収録された全二六一冊からなる膨大な記録である。『毛利家文庫目録』において四一公儀事に分類されている。¹⁶

宝永四年地震に関する記事は「両度地震之事」と題されているとおり、十月四日未上刻に起こった地震と、その二十四日後に萩藩領内の徳地宰判上村で起こった誘発地震と見られる地震の二つをまとめて一つの記事にしている。

冒頭に「天水桶之水こほし候」とあるのは、当時、天水桶の水がこぼれるかどうか、幕府向けのご機嫌伺いを提出する基準となっていたためであろう。¹⁷ また「殿様御違例御大切之砌」とあるのは、この時、萩藩江戸屋敷（桜田邸）に居た藩主毛利吉広が重病を患い臥せっていたことを指している。なお、吉広は、九日後の同月十三日に死去し、その後、藩内に起こった誘発地震について幕府向けに報告する際には家督相続が済んでいなかったため、差出人を記さずに藩公儀人である野村勘兵衛か

ら幕府老中の秋元喬知へ提出されている。

なお、毛利家文庫「草舎年表」⁽¹⁸⁾にも当該地震に関する記述があるが、山口県域に関する記述ではないため、今回は省略した。

また、釈文は、原則として常用漢字を使用した。虫損箇所は□で示した。また、適宜、読点および並列点を付し、説明として加えた傍注は、() で示した。

註

(1) 北原糸子他編『日本歴史災害事典』吉川弘文館、平成二十四年。

(2) 近年、金折裕司氏による史資料の積極的な掘り起こしが進められている。同氏『江戸時代に起きた山口県の震災活断層地震とスラブ内地震』(山口大学理学部金折研究室、平成二十五年)、同氏『一八五四安政南海地震と一八七二浜田地震による山口県の地震被害』(山口大学理学部

金折研究室、平成二十四年)、同氏『語り継がれた山口県の大地震と津波―伝説と民話―』(山口大学理学部金折研究室、平成二十五年) 参照。

(3) 【史料二】は東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料 続補遺別巻』平成六年、八二頁。【史料三】は同書八〇、八一頁及び同『新収 日本地震史料 続補遺』平成五年、一五八―一五九頁。【史料四】の後半部分は宇佐美龍夫編『日本の歴史地震史料』拾遺 五ノ上』平成二十四年、一三三頁に収録されている。但し本稿では、主に山口県内の被害記述部分を中心として掲載している。なお、註2金折裕司氏の各著には、これらの史料も含めて掲載されている。

(4) 「譜録谷台七 嘉永四年」徳山毛利家文庫 譜録741(以下、「徳山毛利家文庫 譜録」を「徳山譜録」という)。

(5) 谷忠右衛門祐壽は元禄六年(一六九三)四月に江戸勘場役座に勤め、同七年五月に帰国し、同九年十月再び江戸に上り、同年十二月に帰国、さらに地震発生後、宝永五年二月に江戸へ上り、さらに翌六年五月に帰国している(「譜録谷時之丞 文化十四年」徳山譜録740)。

(6) 別名岡直政。元禄十一年（二六九八）徳山藩右筆、禄高二十石、延享三年（一七四六）没〔譜録 岡山九郎治〕徳山譜録320〕。

(7) 大野丹藏とは大野直純のことを指すと思われるが〔譜録 大野駿之助 嘉永四年〕徳山譜録300〕、大野直純は宝永四年時点で生まれていないため、この日記の筆者は不明である。

(8) 奈古屋玄蕃隆芳。延享二年（一七四五）没、行年八十八才。徳山藩家老、禄高六百石〔徳山市史上〕昭和三十一年、五三頁〕。

(9) この史料が収められている「逸史 宝永四年」（逸史49）には、「中嶋兵右衛門儀、高四拾石壹斗八升三合取中小姓、近年大坂御目付七ヶ年相勤、江戸以来打続八ヶ年二相成候、然ハ八月廿二日三十九石余御加増被仰付持懸共都合高八拾石二被成、大坂御蔵屋敷御留守居役被仰付候旨、八月廿二日玄蕃殿へ御奉書ヲ以大坂へ被仰遣候」とあり、当時中嶋が大坂蔵屋敷留守居役であったことがわかる。

(10) 『徳山市史上』昭和三十一年、二五四頁参照。

(11) 前掲註（8）参照。

(12) 栗屋隆室。徳山藩家老。禄高四百石〔徳山市史料中〕五三頁及び〔譜録 栗屋丹宮 文化五年〕（徳山譜録1219）。

(13) 栗屋次興。徳山藩家老。禄高六百石（同右書及び〔譜録 栗屋亘 文化五年〕（徳山譜録1214））。

(14) 桜井堯義。出頭、禄高二百石。江戸記録所所勤〔徳山市史料中〕五四頁、「譜録 桜井権之助 文化十年」（徳山譜録582）

(15) 詳細は不明。組外馬廻、禄高一五〇石。

(16) 山口県文書館編『毛利家文庫目録別冊1 公儀事諸控総目次1』平成十一年三月。

(17) 伊藤純一「江戸時代の震度計―震動の客観的基準を必要とした人々―」（『歴史地震』第二一号、平成十八年）。

(18) 毛利家文庫17年表37。東京大学地震研究所編『新収日本地震史料 補遺 別巻』平成元年、二〇一頁。

【史料一】逸史 宝永四年

（徳山毛利家文庫 逸史49）

一十月四日未刻大地震、同夜高汐打続昼夜地震不止、
廿八日朝亦大地震

〈中略〉

（朱書）
丹一

同日未上刻大地震仕、永々とゆり申候、ねり壁等之

小破有之候、其後小地震日々也、同廿八日朝六時大
地震、是ハ四日之地震ハ以之外強く候、練壁等之

破損大分有之候、一ゆり強く候、其後昼夜十度或ハ

五八度或五三度年内中ハ地震有之候、其上震動夥敷

度々鳴渡申候、萩御領之内かむら市と申候村百姓家

大小百二三十軒ゆり崩し申候家多候、右之内軽キほ

う立家六軒潰不申由二付、町割中町方共二飯屋仕、

妻子共飯屋住居多仕候、其故力随分軽キ風引人別二

て候事

〈中略〉

谷

一四日・廿八日兩日之地震、上方筋大地震、往古以来

珍敷之由、別て大坂表之潰家千軒二余、尼ヶ崎二も

大分之潰家有之候、御城二も大破出来申候、四国之

内讃岐国別て潰家等いたミ申候由、上方筋之大地震

徳山辺考候処、徳山辺ハ百歩一可為候、東海道上方

ハ段々軽く、至江戸ハ徳山辺之地震ハ輕由、且又伏

見・京都ハ徳山辺ハ強候、十月四日ハ未ノ上刻大地

震長々敷ゆり申候、左候て入相迄之間、潮之満干及

二三度候、諸国^{（ヤマ）}之津々浦々軽重ハ有之候得共

高汐ニて開作等之類塩浜之損亡国々大破多候、徳山

辺諸国之可為十分一、就中大坂ハ如形津浪橋々大分

高浪崩シ申候、川内川口之大船小艘二至迄及二千艘

破損、且又地震之潰家及八百軒余、地震うたれ、第

一津浪地震之後急二三度満干有之候付、死人老若男

女・貴賤・地下人・旅人ともに式千人余之死人可為

と申候得共、後々迄も死人数不相知候由、半時計潮干候て底見へ鳴渡無之由、讃岐・土佐国地震・高汐、潰家・流家・死人等夥敷候由、伊与の国道後之湯、往古有来候由、十月四日之大地震即刻湯出候儀止、ゆつば即時かわき水透二無之候、其刻徳山御家来御祐筆岡彦六脚を痛ミ御理、三廻り之内御暇にて参申候、二廻り程入候内右之地震にて道後之湯不残つふれ、徳山へ罷帰候、翌年夏迄ハ湯水共出不申候、九州ハ南前高汐二大分家潰家流、少々死人も有之候由、豊前表長門国より播磨地迄ハ右之百歩一二候、乍然所ニハ塩浜等ハ崩申候、大坂之外紀伊国・伊勢・遠州・江戸表迄之海辺所々大破小破有之候得共、高潮ハ同時同断二候、別てハ今切之渡場、沖之方すゆり崩候て渡場あら海ニ相成、殊ニハ荒井・白すか之間津浪相崩候てあら中嶋ニ相、あらい・しらすかの間海ニ相成候二付、十月四日已来御大名様方ハ不及申、諸人今切渡通り不申、本坂越仕候、

身輕飛脚・日用等ハ十月末今切を渡海申候、北国・関東之儀ハ不能一二候、十月四日大地震、左候て三度南ニ当リ大震動、其後昼夜五八度も震動仕、日々五度八度昼夜共ニ地震仕候、同廿八日卯上刻大地震仕候、両度之大地震ニ徳山之ねり壁損シ土蔵之へい落申候、然ハ弥地村ハ半里程北之方徳地之内かむら市と申百姓町家作り大小家百三四十軒も有之候、廿八日之地震家ゆり潰、或ハ大破出来損申候、小家五六軒ほつ立家無別条之由、十月四日以来昼夜之地震ニ付町割中并町家百姓共徳山中ハ飯屋仕候へハ妻子等飯屋ニ罷居申候、地震次第二輕候へとも年内中震動共ニ鎮り不申候事

（以下略）

【史料二】大坂奉書控 宝永四年

（徳山毛利家文庫 奉書録13）
 今月（十月）四日未上刻爰元大地震仕、其後翌五日之朝迄少宛

度々ゆり申候、御屋敷廻り其外御家頼居屋敷共大破ハ無之候、同晩潮差引度々変有之、夜中高汐ニテ海辺騒候へ共、人・牛馬等別条無之候、委細兩人役可申入候、為御知せ如此候、恐々謹言

十月七日

奈（金右衛門） 玄蕃

中嶋兵右衛門殿

今月二日、同五日之御状相達令披見候

一今月四日午中刻其元大地震半時計仕候由、御屋敷内無別条并御家来末々迄無異儀罷在候通、尤夥敷地震之故御家御藏共破損所大分有之由、左候て申之刻ハ高汐ニ付津浪と申騒候故、川御船差つなき旁被申付候て汐引候由、（左）御屋敷前之橋之廻船・材木等流懸り落候由

一右地震ニテ御屋敷前之町屋不殘潰、其外大坂中潰家多ク死人大分有之由、尤御屋敷ハ遠方ニ巷ニケ所出火有之候へ共早速鎮申由

一右之通ニ付て御屋敷内火用心入念被申付之由尤存候、

宝永四年地震関係史料（伊藤）

被仰越候通夥敷地震之由候へ共、御屋敷内外共無別条

乍此上珍重存候、万事御手前御心遣之段令蒙候

一右地震注進トシテ道中五日雇切日用飛脚之書状箱、今月十日相達候

一先月廿二日江戸仕出之書状箱長崎陸便ヲ以被指下、今月十日相達候

一藤村助左衛門儀、伊勢・熊野之御代参首尾能相勤、

今月三日之晩其元着仕候へ共、地震ニ付五日之朝乗船被申付筈之由令承知候、恐々謹言

十月十三日

奈古屋玄蕃

中嶋兵右衛門殿

此書状箱尅ツ桜井甚太夫方え御用之儀申遣候故、御手船ヲ以差登候条、其元着之上、道中六日七日之日用便ヲ以早々江府可被指下候、為此申入候

【史料三】江戸御奉書控

（徳山毛利家文庫 奉書録141）

今月四日未ノ上刻爰元大地震仕、其後翌五日之朝迄如
形之地震度々少宛之ゆりハ度数難極候、御屋敷廻り御
家来中居屋敷とも二大破ハ無之候、同晩潮差引度々変
有之、夜中高汐海辺之人家騒不大形候、併御領内人・
牛馬共二怪我無之候

一萩・長府其外近国今右地震御届等有之候ハ、於其元承
合御届仕候様ニと被仰出候、委細兩人役分覺書差登候
様申付候、為御知如此候、恐々謹言

奈古屋玄蕃（陰方）

栗屋丹宮（陰室）

栗屋内匠（次興）

桜井甚太夫（宛義）殿

栗屋与三殿

〈中略〉

先月廿八日卯之中刻爰元如形之地震二候へ共、御屋敷

廻り太躰無□別条候、諸士居屋敷町在共□□
四日之地震二下地痛有之故候哉、繕□此度痛強相見候
へ共、大変之儀ハ無之候、別紙書付之通候条、於其元
御付届入候ハ、了簡候て御届可（陰方）□替候、恐々謹言

十一月二日

奈古屋玄蕃

栗屋丹宮

栗屋内匠

追啓、地震御知セ為可申達□□月次日用今日仕出

申付候、以上

桜井甚太夫殿

栗屋与三殿

地震破損之覺

一徳山侍屋敷塀其外不殘破□有之事（損方）

一同町人家破損、諸町共同断□土蔵之外塀并かわら葺

落損候

一在々百姓家破損、田畠辺り□不殘崩、岸欠落、往来

不自由有□^(之)

一四熊村・大通村別て山崩・石ぬけ痛ミ強、百姓家数多ゆり倒申候事

一四熊村ニ一ヶ所、上村ニ二ヶ所畠之中穴明水湧出、小川之様ニ相成所□□^(有之方)

一往還筋高札場二ヶ所、石井垣共ニゆ□^(有)崩申候事

一往還筋橋台石垣崩二ヶ所落申候

一往還筋岸欠石垣崩申所數十ヶ所有之候事

一往還筋大地ゆり割申所数多有之

一寺山ニ有之石碑并社頭ニ有之石燈籠大形ゆり倒申候

事

一人・牛馬損無之候事

右十月廿八日卯之中刻地震之趣如斯候、一郷之内ニて震動強弱之□^(家力)有之候、先月四日今不絶地震、廿八日大地震、已後今日迄も昼夜ゆり申□^(候)故、在郷町向共諸人^(版)かり屋野住居之躰ニて罷在候、夫故病人多相聞候、以上

亥十一月二日

宝永四年地震関係史料（伊藤）

〈中略〉

十月廿八日爰元地震之趣委細申入候付て、右御届之儀桜田御屋敷被承合候处、佐波郡之内上徳地村地震強、民家貳百軒余倒、死人男女三人、牛四疋損、萩御城下無御別条段御届被成候付、此御方今も爰元今注進之趣ヲ以書付相認、先月十九日御用番井上河内守様へ与三持參御届被仕之由、右書付之写被指下相達入高聴候、恐々謹言

十二月七日

奈古屋玄蕃

栗屋丹宮

栗屋内匠

桜井甚太夫殿

栗屋与三殿

【史料四】公儀事諸控

（毛利家文庫31公儀事5（8の4））

九 両度地震之事

内 本家貳百三軒、其外ハ
馬藏牛屋等也

一宝永四^丁亥十月四日未刻江戸如形地震仕、天水桶之水震

こほし候、其比 殿様御違例御大切之砌ニテ漸々御庭

迄御除被成候、上中下御屋敷中損も無之、惣て江戸中

破損無之由相聞候、東海道五畿内夥敷、就中大坂大地

震、同時ニ高潮ニて死人壹万八千人余、倒家・潰家数

万軒、落橋数十ヶ所有之候、此御方御屋敷記録所御臺

所潰家ニ相成、其外之長屋少々破損有之候、京都御屋

敷ハ無替儀候、右時刻関東九州迄同時ニ震、御国中も

如形事候へとも破損ハ無之候、駿府御城其外諸国城々

三拾余ヶ所破損有之由相聞候事

一宝永四^丁亥十一月四日之状御国毛利藏主・益田越中^{（就直）}・志

道丹宮より江戸穴戸丹波・佐世主殿方へ申越候ハ十月

廿八日卯之下刻御両国如形地震仕、就中上徳地村左之

通破損有之候、其外 御城廻在々迄破損無之候通申越

候事

百姓家

一 倒家貳百八拾九軒

一死人三人 男一人
女二人

一怪我人拾五人 男女

一死牛 四疋

右之通申来候、公儀え御届被成儀付て左之通書付相調
候、御家督末被仰出儀付て御書付二月日計 御名も無之

公儀人之名も不相調、秋元但馬守殿へ野村勘兵衛持参、
^{（喬知）}
^{（萩藩公儀人）}

御用人え相渡、但馬守被聞召届候由候事

十月廿八日卯之下刻長門・周防両国之内地震、就中

周防国佐波郡上徳地村と申所地震強、倒家貳百軒余

死人三人内 男一人 女一人 死牛四疋有之由申越候、依之御届

申上候、以上

十一月十五日